

総則規定 2 - 9	建築物の高さの制限
日影図作成等における真北	
関連条項：法第 56 条第 1 項第 3 号、法第 56 条の 2、法第 58 条	

【内容】

- ・ 北側斜線制限、日影規制対象建築物の日影図の作成及び高度地区の真北方向については、現地測定を原則とする。
- ・ また、確認申請図書には測定方法及び真北の測定日時を記載すること。
- ・ 測定の際の太陽の位置及び日影の方向については、北緯 35°、太陽南中時の標準時間は東経 135°30' で計算してよい。

【解説】

- ・ 磁北からの磁気偏角補正により求めた方位は誤差が生じやすいため、原則として計画敷地における太陽方位から真北方向を求めるとしたものである。なお、測定方法は任意であるが、計画敷地で太陽が南中する時刻に下げ振りを用いて真北方向を測定する簡便法でもよい。
- ・ また、本市で販売する地形図には真北の記載がないため、「白地図による真北」などの記載では認められない。

太陽南中時の標準時刻は、本市 HP のトップページから「日影図作成等における真北について」で検索。

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kenchiku/yoshiki/kisei/nichieizu.html>

【参考】

- ・ 府 Q&A 集 3 -65「日影図作成における真北」p68